

業務委託仕様書

1 概要

(1) 本業務の実施に向けた背景及び経過

本市では、建設局所管の都市公園（以下「都市公園」という。）における球技利用について、公園利用者や近隣住民が安心して過ごせるようにするため、「京都市建設局所管の都市公園における球技に係る取扱基準」（以下「取扱基準」という。）を定めている。

「取扱基準」は、市内の 900 を超える都市公園を対象に、一部の例外規定を除き、球技利用を原則禁止としているが、都市公園の立地条件や利用状況、整備されている公園施設等によって実情が異なったり、基準の解釈について公園利用者に差異があるためにトラブルが生じたりする等、運用上の課題もみられる。一方、子どもの遊び場としての機能は、公園に与えられた重要な役割のひとつであり、他の公園利用者に配慮しつつ、子どもたちが公園でボールを利用できる環境整備を行うことは必要となっている。

また、本市では、令和 6 年 2 月に、地域が主体的に公園の管理運営を進め、また、地域からの要望に応じ、民間企業等の多様なサポート団体の支援を受けることができる制度として、「Park-UP 事業」を創設し、一定の限度内で、公園の利用ルールを地域主体で見直すことができることとしており、令和 7 年度には、竹間公園（中京区）において、地域と学校が連携のうえ、ボールの利用ルール作りがされたところであり、この取組を他の公園に展開していくことを検討しているところである。

(2) 本業務の目的

本業務は、上記の経過を踏まえて、公園ごとのボールの利用ルール作りに係る実証実験の企画・運営及び実験結果の分析・評価を行い、そこで明らかにした課題をもとに、汎用性のある実験及び調査手法を確立し、ボールの利用ルール作りの実施主体となる地域団体等（以下「地域団体等」という。）が主体的に行うルール作りを行うことのできる手順書を作成することを目的とする。

(3) 実施箇所（箇所図のとおり）

- ・ 蟹ヶ坂公園（京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町 84）
- ・ 中町公園（京都市左京区岩倉中町）
- ・ 三反田公園（京都市右京区西京極葛野町 1）

2 業務内容

(1) 実証実験の企画

- ・ 利用実態に即した企画とするため、あらかじめ現地調査を行うこと。
- ・ 現在、地域団体等においてルール作りに向けた検討を進められているところであるが、ルール素案に基づく実証実験の企画及び運営は、本業務により受託者が行うことから、受託者の提案により実証実験の企画内容及び検証方法等を取りまとめた企画書を作成し、あらかじめ本市に共有すること。
- ・ 企画書の作成に当たっては、次の点について留意すること。
 - － 実証実験の実施時期は、本市及び地域団体等との協議により決定すること。
 - － できる限り、地域団体等が主体で行える負担の少ない手法を検討すること。
 - － 地域団体等が主体的に取り組めるよう、簡便な表現にしたり、少人数でも取り組めるような調査手法とすること。
 - － 実証実験の実施期間（ルール素案の運用期間）及び時間帯は受託者の提案によるものとするが、公園の利用状況やルールの内容を踏まえ、実効性を検証できる十分な期間を設定し、本市及び地域団体等の承諾を得ること（ただし、2週間以上は確保すること）。
- ・ 上記の企画書の地域団体等への説明に必要な協議等に参加すること。

(2) 実証実験の運営

- ・ 実験に際しては、掲示物や広報物を作成すること（周知については、地域団体等において実施される）。
- ・ 実験中は、他の公園利用者の利用に支障が生じないように安全対策に努めるとともに、調査員とは別に、監理を行う者として実験を行う区域付近に1名以上配置すること。
- ・ 実証実験の影響を把握するため、実験の前後の変化を検証することができるよう調査を検討し、本市の承諾を受けたいで行うこと。
- ・ 写真や動画の撮影を行う場合には、他の公園利用者や近隣のプライバシーに配慮して行うこと。
- ・ 実験に際して工作物等を設置する場合には許可が必要となる場合があるため、あらかじめ本市と相談すること。
- ・ 実証実験に要する費用は、受託者の負担とすること。

(3) 実験結果の分析・評価（成果物）

ア 報告書

次に掲げる事項を記載した報告書を電子データ（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒに保存）として２部提出すること。

- ・ 企画内容策定までのプロセス（現地調査の手法及び結果、協議した関係団体等の名称、意見の概要、協議の実施方法等）及びプロセスに関して明らかとなった課題とその対応策
- ・ 策定した企画の概要（≒企画書の概要）
- ・ 実証実験の結果（実験中の様子、実験中の調査内容及び結果、実験中の公園利用者の意見、実験中に生じたトラブル等）及び実証実験に関して明らかとなった課題とその対応策
- ・ 本業務全体を通じての分析（留意点、検討事項等）
- ・ 他公園にも適用できる手順書
- ・ 調査に用いた様式や、実証実験の周知に用いた広報物、掲示物等のオリジナルデータ

イ 権利の帰属

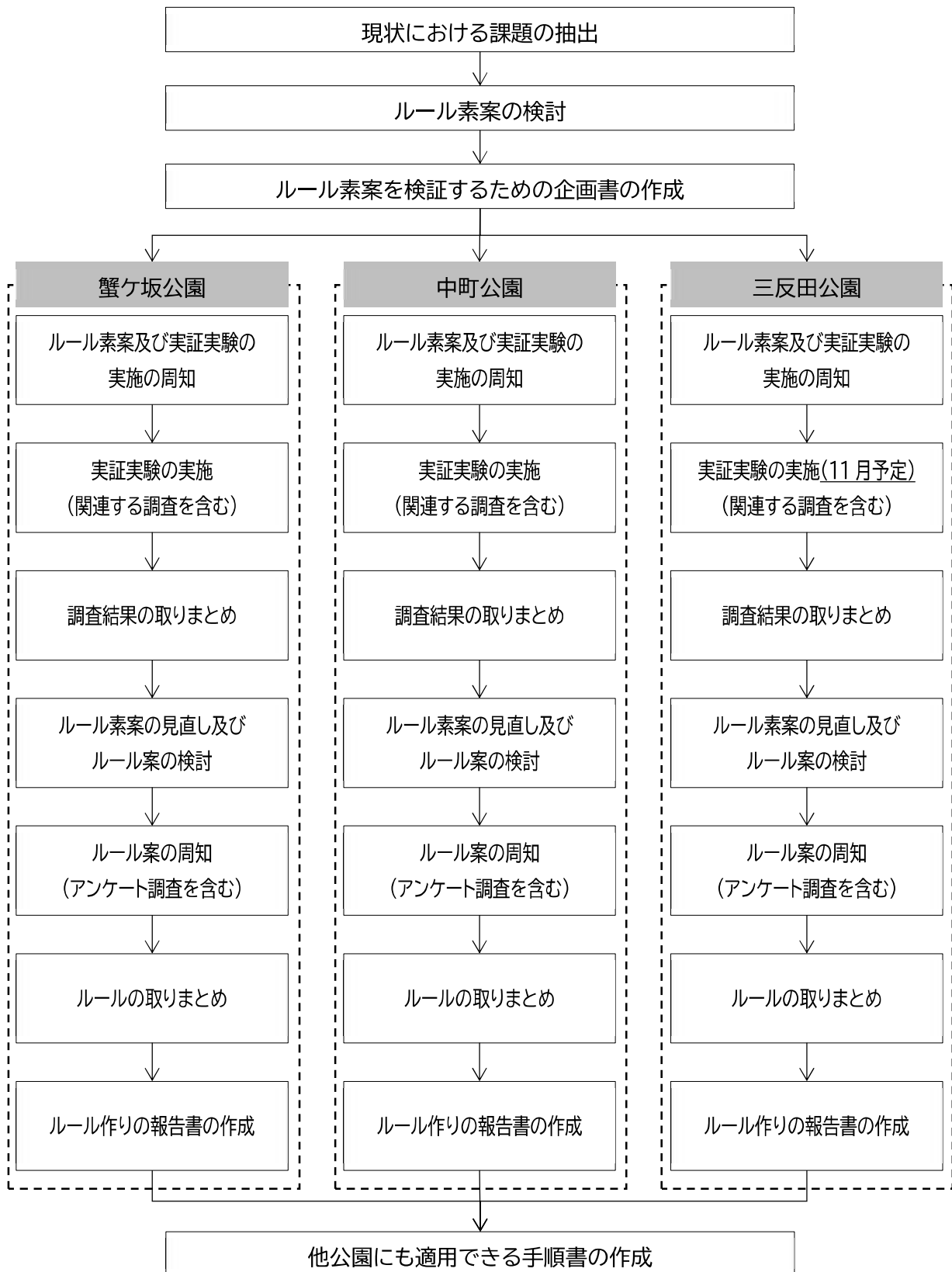
提出されたア及びイの成果物（以下「成果物」という。）に関する全ての著作権（著作権法第１７条第１項に規定する著作権をいう。）は、本市に帰属するものとし、受託者は、本市に対し、成果物に関する著作者人格権（同項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

３ その他

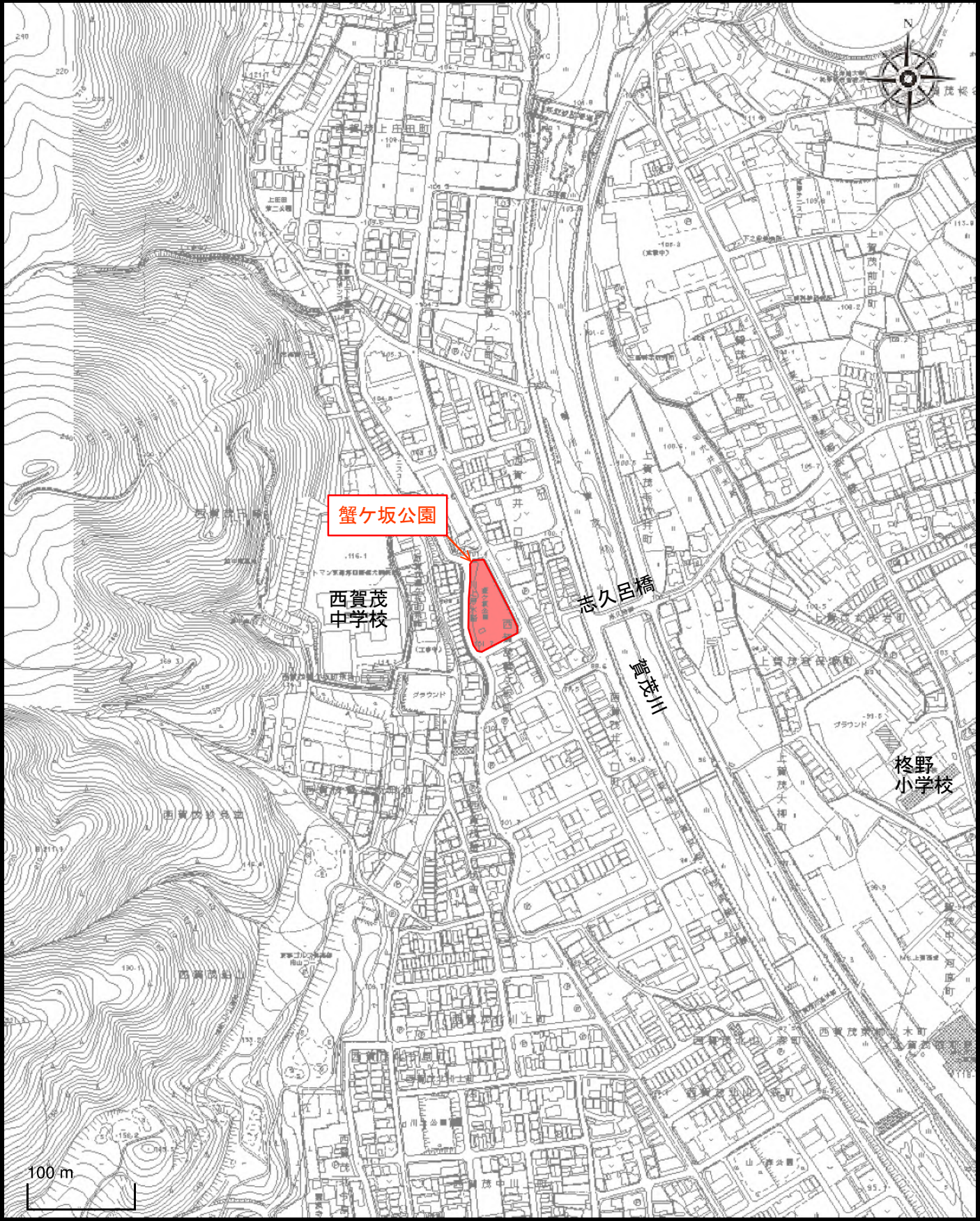
- ・ ルール作りに関する本市における過去事例の資料は、本市から提供する。
- ・ 「P a r k－U P事業」については、次のホームページを参考にすること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000323881.html>

ボールの利用ルールづくりの実施フロー(参考)



箇所図



箇所図

